

**新宿駅西口地区駐車場地域ルールに係る
審査手数料及び地域まちづくり協力金について**

1 審査手数料（申請 1 件あたり、消費税別）

新宿駅西口地区駐車場地域ルール（平成 27 年新宿区告示第 251 号。以下「地域ルール」という。）の適用を受けようとする申請者（以下「申請者」という。）は、建物規模及び審査内容によって、以下の審査手数料を一般社団法人新宿駅西口地区駐車場地域ルール運用協議会（以下「運用協議会」という。）へお支払いいただきます。

（新規申請1件あたりの審査手数料）

建物規模 （延床面積）	隔地審査	附置義務台数 低減審査	附置義務台数低減 及び隔地の 同時審査
50,000 m ² 以上	1,150,000 円	2,300,000 円	2,700,000 円
50,000 m ² 未満 25,000 m ² 以上	850,000 円	1,850,000 円	2,200,000 円
25,000 m ² 未満 6,000 m ² 以上	850,000 円	1,250,000 円	1,700,000 円
6,000 m ² 未満	650,000 円	950,000 円	1,250,000 円

（変更申請1件あたりの審査手数料）

建物規模 （延床面積）	隔地審査	附置義務台数 低減審査	附置義務台数低減 及び隔地の 同時審査
50,000 m ² 以上	700,000 円	1,400,000 円	1,600,000 円
50,000 m ² 未満 25,000 m ² 以上	500,000 円	1,100,000 円	1,300,000 円
25,000 m ² 未満 6,000 m ² 以上	500,000 円	750,000 円	1,050,000 円
6,000 m ² 未満	400,000 円	550,000 円	750,000 円

2 地域まちづくり協力金

申請者は、地域ルール 8 (2) で規定する応分の負担（地域まちづくり協力金をいう。）をもって、地域まちづくり貢献策への協力とする場合は、附置義務低減台数 1 台あたり 2,000,000 円を運用協議会へお支払いいただきます。